

児童虐待相談等の状況について

1 要旨

令和6年度の県内の児童虐待相談に係る調査結果（速報値）を報告する。

2 概要

(1) 調査対象

県内の児童相談所（県こども家庭センター、広島市児童相談所（一部））

(2) 対象期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

3 調査結果（速報値）

(1) 県内児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移

令和6年度の県こども家庭センターにおける児童虐待相談対応件数は、3,463件で、前年度に比べ78件減少した。広島市児童相談所を加えた県全体の件数は、6,649件となり、前年度に比べ269件増加し、過去最多となった。

(件数)

年度 区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
全国	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	214,843	225,509	(集計中)
広島県計	3,082	3,480	3,678	4,019	4,518	4,604	4,907	5,454	6,380	6,649
広島県	1,890	2,066	2,053	2,243	2,787	2,868	2,956	3,131	3,541	3,463
広島市	1,192	1,414	1,625	1,776	1,731	1,736	1,951	2,323	2,839	3,186

(2) 県こども家庭センターにおける児童虐待相談の状況

県こども家庭センターが令和6年度に対応した虐待相談について、アの処理状況の内訳では「助言指導」が最多で約81%、イの経路の内訳では「警察等」が最多で約38%、ウの主な虐待者の内訳では「実母」、「実父」が多く合わせて約89%、エの相談種別の内訳では「心理的虐待」が最多で約50%を占めている。また、オの虐待相談のうち親子分離した件数の推移は、令和6年度は94件で、前年度に比べ35件増加している。

ア 虐待相談の処理状況

(上段：件数、下段：構成比%)

	施設入所	里親等委託	児童福祉 司指導	継続指導	他機関斡旋	市町村送致	助言指導	その他	合計
R5	48	11	75	235	78	113	2,942	39	3,541
	1.4	0.3	2.1	6.6	2.2	3.2	83.1	1.1	100.0
R6	84	10	67	232	45	140	2,808	77	3,463
	2.4	0.3	1.9	6.7	1.3	4.0	81.1	2.2	100.0

イ 虐待相談の経路

(上段：件数、下段：構成比%)

	家族	親戚	近隣 知人	児童 本人	児童 委員	医療 機関	保育所 認定こども園	児童福 祉施設	警察等	学校等	市町	その他	合計
R5	162	48	273	35	0	68	8	27	1,359	251	879	431	3,541
	4.6	1.4	7.7	1.0	0.0	1.9	0.2	0.8	38.4	7.1	24.8	12.2	100.0
R6	180	44	207	33	6	70	11	36	1,327	249	978	322	3,463
	5.2	1.3	6.0	1.0	0.2	2.0	0.3	1.0	38.3	7.2	28.2	9.3	100.0

ウ 虐待相談で主な虐待者とされている者

(上段：件数、下段：構成比%)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	合計
R5	1,536	279	1,628	12	86	3,541
	43.4	7.9	46.0	0.3	2.4	100.0
R6	1,457	282	1,614	25	85	3,463
	42.1	8.1	46.6	0.7	2.5	100.0

エ 虐待相談の相談種別

(上段：件数、下段：構成比%)

	身体的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	性的虐待	心理的虐待	うち面前DV	合計
R5	959	692	49	1,841	1,118	3,541
	27.1	19.5	1.4	52.0	31.6	100.0
R6	960	715	47	1,741	1,146	3,463
	27.7	20.6	1.4	50.3	33.1	100.0

オ 虐待相談のうち親子分離（施設入所、里親等委託）した件数の推移

(件数)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
施設入所	65	64	74	83	60	54	62	48	84
里親等委託	1	2	7	3	14	2	6	11	10
計	66	66	81	86	74	56	68	59	94

4 今後の対応

児童虐待防止対策の充実のため、県子ども家庭センター及び市町の更なる機能強化に取り組む。

(1) 県子ども家庭センターの機能強化

- 西部子ども家庭センター東広島支所（令和7年9月予定）及び東部子ども家庭センターの三原支所（令和7年4月）の開設
- 児童福祉司、児童心理司の計画的な確保・育成、定着支援
- 里親支援センターの設置などによる民間と協働した支援の強化

(2) 市町の機能強化

- 市町子ども家庭センターの設置などによる児童福祉及び母子保健に関する包括的な支援体制の強化
- 子育て世帯訪問支援事業、子育て短期支援事業等の家庭支援事業の実施による在宅支援の充実
- 研修等による市町職員の専門性の向上